

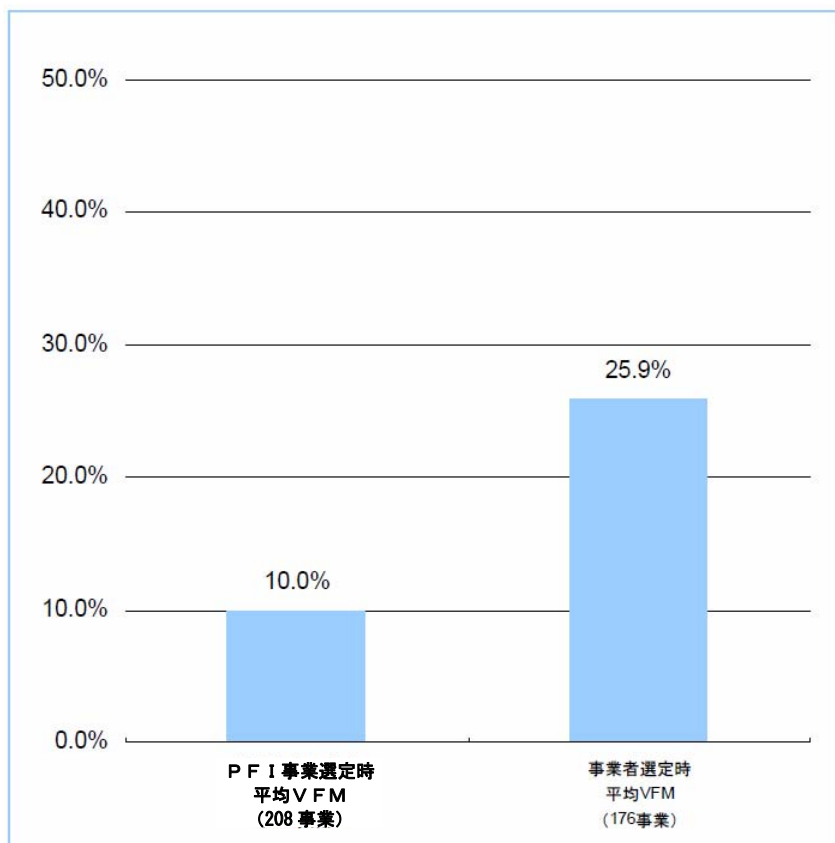
P F I 事業に関する政策評価

—効果の把握結果—

	頁
1 V F Mの算出及び公表の状況	1
(1) V F Mの算出時におけるコスト縮減効果の算出・公表状況	
① コスト削減率の設定・公表状況	4
② 割引率の設定・公表状況	6
(2) 民間事業者選定時におけるV F Mの公表状況	10
(3) 独立採算型のP F I事業の効率性等に関する評価の実施状況	12
2 官・民のリスク分担の状況	15
3 モニタリングの実施状況	20
4 民間事業者の創意工夫の発揮	23
5 P F I事業の独立性の確保	27

1 VFMの算出及び公表の状況

図1 PFI事業選定時及び民間事業者選定時におけるVFM
(現在価値換算額。平成17年3月末現在)



(注) 1 内閣府の資料による。

2 VFMは、平成17年3月末現在、PFI事業選定を行っている208事業及び民間事業者選定を行っている176PFI事業の平均である。

表1—① 調査対象事業におけるVFM率と額

(単位：百万円、%)

PFI事業の選定時				民間事業者選定時			
PSC総額	PFIのLCC総額	VFM総額	VFM率	PSC総額	PFIのLCC総額	VFM総額	VFM率
1,809,931	1,696,504	113,427	6.3	1,480,470	1,171,012	309,459	20.9

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「PSC」とは、官が自ら事業を実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額のことである。

「PFIのLCC (Life Cycle Cost)」とは、PFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額のことである。

「VFM」とは、「支払い (Money) に対して最も価値の高いサービス (Value) を供給する」という考え方のことであり、「VFM額」(PSCとPFIのLCCの差額)、「VFM率」 $((PSC - PFIのLCC) / PSC \times 100)$ として示されることが多い。

3 PFI事業の選定時は、調査対象164事業のうち、平成18年8月末現在、PFIの選定に至っていない2事業及び独立採算事業を含み、官の公的財政負担が生じないとして公的財政負担の削減額の算出を行っていない15事業を除いた147事業について整理したものである。

4 民間事業者の選定時は、調査対象164事業のうち、平成18年8月末現在、民間事業者の選定手続に至っていない16事業、独立採算事業を含み、官の公的財政負担が生じないとして公的財政負担の削減額の算出を行っていない15事業及び民間事業者の選定時にVFMを算出していない11事業を除いた122事業について整理したものである。

5 VFM率は、調査対象事業の「 $(PSC総額 - PFIのLCC総額) \div PSC総額$ 」で算出している。

表2—① 調査対象PFI事業の事業規模別VFMの分布状況（PFI事業選定時）

（単位：件、％）

事業規模 VFM	事業規模						合 計
	20 億円未満	20 億円以上 40 億円未満	40 億円以上 60 億円未満	60 億円以上 80 億円未満	80 億円以上 100 億円未満	100 億円 以上	
10%未満	18 (50.0)	28 (77.8)	16 (72.7)	11 (78.6)	7 (77.8)	23 (76.7)	103 (70.0)
10%以上 20%未満	11 (30.6)	6 (16.7)	6 (27.3)	3 (21.4)	2 (22.2)	5 (16.7)	33 (22.4)
20%以上 30%未満	6 (16.7)	2 (6.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (6.6)	10 (6.8)
30%以上 40%未満	1 (2.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.7)
事業数 合計	36 (100.0)	36 (100.0)	22 (100.0)	14 (100.0)	9 (100.0)	30 (100.0)	147 (100.0)
VFM 平均	11.7%	7.8%	7.5%	7.0%	8.6%	7.6%	8.7%

（注）1 当省の調査結果による。

2 PFI事業の選定時は、調査対象 164 事業のうち、平成 18 年 8 月末現在、PFIの選定に至っていない 2 事業及び独立採算事業を含み、官の公的財政負担が生じないとして公的財政負担の削減額の算出を行っていない 15 事業を除いた 147 事業について整理したものである。

3 事業費については、事業実施主体（公共施設等の管理者等）が得られた落札金額、又は契約金額を計上したため、一部で現在価値化されていない金額が含まれている場合がある。

表2—② 調査対象PFI事業の事業規模別VFMの分布状況（民間事業者選定時）

（単位：件、％）

事業規模 VFM	事業規模						合 計
	20 億円未満	20 億円以上 40 億円未満	40 億円以上 60 億円未満	60 億円以上 80 億円未満	80 億円以上 100 億円未満	100 億円 以上	
10%未満	3 (12.0)	3 (9.7)	4 (19.0)	1 (11.1)	1 (11.1)	3 (11.1)	15 (12.3)
10%以上 20%未満	5 (20.0)	7 (22.6)	7 (33.4)	5 (55.6)	2 (22.2)	7 (25.9)	33 (27.0)
20%以上 30%未満	9 (36.0)	8 (25.8)	4 (19.0)	2 (22.2)	3 (33.4)	7 (25.9)	33 (27.0)
30%以上 40%未満	5 (20.0)	7 (22.6)	3 (14.3)	1 (11.1)	2 (22.2)	10 (37.1)	28 (23.0)
40%以上 50%未満	2 (8.0)	5 (16.1)	3 (14.3)	0 (0.0)	1 (11.1)	0 (0.0)	11 (9.0)
50%以上	1 (4.0)	1 (3.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (1.6)
事業数 合計	25 (100.0)	31 (100.0)	21 (100.0)	9 (100.0)	9 (100.0)	27 (100.0)	122(100.0)
VFM 平均	26.1 %	27.1%	22.0%	16.9%	24.5%	22.7%	24.1%

（注）1 当省の調査結果による。

2 民間事業者の選定時は、調査対象 164 事業のうち、平成 18 年 8 月末現在、民間事業者の選定手続に至っていない 16 事業、独立採算事業を含み、官の公的財政負担が生じないとして公的財政負担の削減額の算出を行っていない 15 事業及び民間事業者の選定時にVFMを算出していない 11 事業を除いた 122 事業について整理したものである。

3 事業費については、事業実施主体（公共施設等の管理者等）が得られた落札金額、又は契約金額を計上したため、一部で現在価値化されていない金額が含まれている場合がある。

1 - (1) VFM算定時におけるコスト削減効果の算出・公表状況

① コスト削減率の設定・公表状況

民間が事業を実施する場合の費用（PFIのLCC）の算定に当たって、事業者の創意工夫が期待できるとして、官が事業を行う場合の費用に一定のコスト削減率を乗じているが、コスト削減率をどのように設定するかによってVFMは大きく変化する。

このため、VFMの公表時において、コスト削減率やその設定根拠を明らかにすることが、PFI方式を採用したことの妥当性を第三者が検証できるようにする観点から重要である。

しかし、コスト削減率の明確な設定根拠を示しているものは、調査対象事業 147 件中 2 件のみであった。

1 コスト削減率が設定されている背景

- ・ PFI方式で事業を行う場合には、性能発注の活用等により、民間事業者の仕様・工法に関する自由度が増し、創意工夫が発揮されるため、従来の官で行う公共事業と比較して、コストの削減が見込まれるとされており、PFIのLCC (Life cycle cost) を算定する際、その費用は、官で実施する場合の費用に一定のコスト削減率を乗じたものとなっている。
- ・ VFMはPFI事業を選定する際の重要な判断指標であり、コスト削減率をどう設定するかはそのVFMの有無に大きな影響を与えるものである。このため、VFMの公表時においてコスト削減率及びその設定根拠を明らかにすることは、PFI方式を採用したことの妥当性を第三者が検証できるようにする観点から重要である。

2 VFM算定時におけるPFI事業のコスト削減率の公表状況

調査対象 164 事業のうち、PFI事業の選定に至っていない 2 事業及び収益をあげる独立採算事業を含み、官の公的財政負担が生じないことを理由にVFMの算出を行っていない 15 事業を除いた 147 事業のコスト削減率及びその設定根拠の公表状況は、次表のとおり。

表 コスト削減率の公表状況

(単位：件、%)

事 項		事業数
コスト削減率及びその設定根拠（聞き取り調査、既存の同種類似施設の実績、他の同種PFI事業の実績、関係事業者の参考見積、建設費等の市場調査等）を公表しているもの		2 (1.4)
コスト削減率及び明確なその設定根拠を公表していないもの	コスト削減率のみ公表しているもの	2 (1.4)
	設定根拠のみ公表しているもの	26 (17.7)
	コスト削減率を設定したとしているが、一括発注・性能発注により事業者の創意工夫が見込めることのみを理由とし、明確な設定根拠を公表していないもの	117 (79.6)
	小 計	145 (98.6)
合 計		147 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は合計に占める割合である。

3 事例：コスト削減率の設定の根拠があいまいなもの（例）

1 施設概要	大学施設
2 事業期間	14年間（設計・建設期間1年、運営・維持管理13年）
3 施設の所有形態	RO方式（一部BTO、BOT方式あり）
4 事業類型	サービス購入型
5 総事業費	約140億円
6 コスト削減率の設定の根拠	<p>PFI-LCCの設計費、建設費、維持管理費、運営業務費等の算出にあたってはPSCにおける積算値にコスト削減率を乗じており、RO方式、BTO方式の施設については15%を、BOT施設には20%のコスト削減率を設定している。</p> <p>15%のコスト削減率については、導入可能性調査結果やコンサルタント業者の意見を基に設定したとしているが、<u>BOT方式の場合は、RO方式やBTO方式以上に一括発注による間接費等の削減、創意工夫の発揮余地などコスト低減効果が期待できることから、コスト削減率を20%と設定した</u>としており、具体的な根拠に乏しいものとなっている。</p>

（注）当省の調査結果による。

1 - (1) - ② 割引率の設定及び公表状況

官が実施する場合の費用（P S C）とP F IのL C Cとを比較するには、長期国債利回りの過去の平均値等を用いた割引率で現在金銭価値に換算する必要があるが、割引率の違いによってV F Mは大きく変化する。

このため、V F Mの公表時において、割引率及びその設定根拠を明らかにすることがP F I方式を採用したことの妥当性を第三者が検証できるようにする観点から重要である。

しかし、適用した割引率の設定根拠を示している事業は調査対象事業中2件（1.4%）であり、その2件についても、国土交通省が作成した「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」において示された割引率（4%）を引用しているに過ぎない。

1 仕組み

- ・ 公的財政負担の見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる公的財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価（基本方針3 - (2)）
- ・ 具体的には、長期国債利回りの過去の平均、長期的見通し等のリスクフリーレートを用いて将来の価値を現在の価値に換算
現時点での1億円と10年後の1億円では価値が異なる。10年後の1億円を割引率rで現在価値に換算する場合、 $1 \text{ 億円} \div (1 + r)^{10}$ により計算（V F Mに関するガイドライン）
- ・ V F MはP F I事業を選定する際の重要な判断指標であり、割引率をどう設定するかはそのV F Mの有無に大きな影響を与えるものである。このため、V F Mの公表時において割引率及びその設定根拠を明らかにすることは、P F I方式を採用したことの妥当性を第三者が検証できるようにする観点から重要である。

2 長期国債利回りと割引率の推移

必ずしも長期国債利回りの過去の平均と、実際のP F I事業に適用されている割引率は下記のとおり同一傾向にない。

表 国債（10年もの）利回り (件、%)

年	利回り (%)	過去10年間平均		実際のP F I事業に適用された割引率 (件、%)						
		期間	平均値 (%)	0%以上 1%未満 (件)	1%以上 2%未満 (件)	2%以上 3%未満 (件)	3%以上 4%未満 (件)	4% (件)	未公表 (件)	平均値 (%)
平成11年	1.73	平成2年～11年	3.91					4	1	4.00
12	1.71	3年～12年	3.40			1	3	11	1	3.67
13	1.29	4年～13年	2.90		2	3	1	7	3	3.21
14	1.27	5年～14年	2.50	1	3	0	9	24	3	3.47
15	0.98	6年～15年	2.17		3	1	4	26	1	3.60
16	1.49	7年～16年	1.90		2	4	4	13	0	3.36
17	1.35	8年～17年	1.69		1	4	2	8	0	3.24

(注) 1 財務省のホームページ等に基づき当省が作成

2 利回りについては、応募者利回りの年間の平均値を掲載している。

<参考>「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」（平成16年2月国土交通省）

- 社会的割引率は、全事業において当面4%を適用する。
- 社会的割引率の設定については、今後の研究事例等を参考としながら、必要に応じてその見直しを行う。

（社会的割引率の考え方）

- ・ 社会的割引率の設定については、理論的には、①資本機会費用により設定する方法と②社会的時間選好により設定する方法が考えられるが、実務的には、②の考え方に基づき社会的割引率を設定することは困難である。
- ・ そこで、現在、課題はあるものの、①の考え方にに基づき、市場利子率を参考に社会的割引率が設定されている。
- ・ 具体的には、国債等の実質利回りを参考値として、社会的割引率を4%と設定している。

3 事例：割引率の変化によるVFMの変化の状況

PFI事業に適用された割引率を長期国債利回りの過去10年間の平均値に置き換えてVFMを試算した場合、下記のとおり、VFMが減少するもの、中にはマイナスになるものがみられる。

表 割引率の変化によるVFMの変化

（単位：百万円、%）

事業名	VFMが算定された年	実際のPFI事業に適用された割引率	実際のVFM額	VFMが算定された年の長期国債利回りの平均値	長期国債利回りの平均値で試算したVFM額
B1事業	平成13年	4.00	930 (100)	2.90	893 (96.0)
B2事業	15年	4.00	300 (100)	2.17	187 (62.3)
B3事業	16年	4.00	242 (100)	1.90	▲160 (▲66.1)
B4事業	17年	4.00	269 (100)	1.69	40 (14.9)

（注）当省の調査結果による。

(個別事業の計算例)

1 施設概要	教育文化施設(大学)
2 事業期間	14年(設計・建設期間1年、運営・維持管理13年)
3 施設の所有形態	RO
4 事業類型	サービス購入型
5 総事業費	約50億円
6 現在価値への割引状況	① 割引率4%で算出されている。 VFM額 2億4,200万円、VFM率 5.8% ② 上記①を割引率1.9%で当省が試算 VFM額 ▲1億6,000万円、VFM率 ▲3.7%

<算出表>

(割引率4%の場合)

(単位:百万円)

事業年度	1	2	3	4	5	6	7	8
従来の公共負担額(名目値)	1,711	1,370	757	51	51	51	52	54
従来の公共負担額(現在価値)	1,711	1,317	700	45	44	42	41	41
PFI公共負担額(名目値)	153	312	398	425	416	407	398	389
PFI公共負担額(現在価値)	153	300	368	378	356	335	315	296

事業年度	9	10	11	12	13	14	合計
従来の公共負担額(名目値)	55	55	55	58	61	63	4,444
従来の公共負担額(現在価値)	40	39	37	38	38	38	4,171
PFI公共負担額(名目値)	380	371	362	354	345	336	5,046
PFI公共負担額(現在価値)	278	261	245	230	215	202	3,929
VFM(名目値)							▲602
VFM(現在価値)							242

(割引率1.9%の場合)

(単位:百万円)

事業年度	1	2	3	4	5	6	7	8
従来の公共負担額(名目値)	1,711	1,370	757	51	51	51	52	54
従来の公共負担額(現在価値)	1,711	1,344	729	48	47	46	46	47
PFI公共負担額(名目値)	153	312	398	425	416	407	398	389
PFI公共負担額(現在価値)	153	306	383	402	386	370	355	341

事業年度	9	10	11	12	13	14	合計
従来の公共負担額(名目値)	55	55	55	58	61	63	4,444
従来の公共負担額(現在価値)	47	46	46	47	49	49	4,302
PFI公共負担額(名目値)	380	371	362	354	345	336	5,046
PFI公共負担額(現在価値)	327	313	300	288	275	263	4,462
VFM(名目値)							▲602
VFM(現在価値)							▲160

4 割引率の設定根拠の公表状況

割引率の設定によっては、VFMが大きく減少するPFI事業が存在するなど、VFMの有無に割引率が大きく関係しているが、その設定根拠を公表している事業は下記のとおり、2事業にとどまる。

表 割引率及びその設定根拠の公表状況

(単位：件、%)

事 項	事業数
割引率及びその設定根拠を公表	2 (1.4)
割引率のみを公表し、設定根拠は未公表	1 3 9 (94.6)
割引率及び設定根拠ともに未公表	6 (4.1)
合 計	1 4 7 (100)

- (注) 1 当省の調査対象である164事業のうち、PFI事業選定の手続が済んでいない2事業及び収益をあげる独立採算事業を含み、官の公的財政負担が生じないことを理由にVFMの算出を行っていないもの15事業を除いた147事業を調査した結果による。
- 2 ()内は合計に占める割合である。
- 3 「割引率及びその設定根拠を公表」している2件については、国土交通省が作成した「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」において示された割引率(4%)を引用

1 - (2) 民間事業者選定時のVFMの公表状況

民間事業者の選定を行うに当たって、客観的な評価を行い、その結果を公表することが義務付けられている(法第8条)。さらに、選定事業者の事業計画に基づく公的財政負担の縮減の見込み額についても、透明性の確保等のため、公表することが適当とされている(ガイドライン)。

しかし、民間事業者選定時にVFMに関する情報が公表されていないものが、調査対象事業中29.1%(148件中43件)ある。このようなものについては、PFIを採用したことによるVFMが不明確で、PFI採用の妥当性や事業を効率的かつ効果的に実施できるかどうかを第三者が検証できるものとはなっていない。

1 仕組み

- ・ 民間事業者の選定を行うに当たって、客観的な評価(PFI事業の効果及び効率性に関する評価を含む。)を行い、その結果を公表することを義務付け(法8条)
- ・ 公的財政負担の見込額については、PFI事業選定時には原則として公表。しかし、公表によってその後の入札等において正当な競争が阻害される恐れがある場合は公的財政負担の縮減の額(VFM額)又は割合の見込み(VFM率)のみを示してもよい。(プロセスガイドライン3-2(1)①)
- ・ 選定事業者の事業計画に基づく公的財政負担の縮減等の公表
透明性の確保等のため、・・・公的財政負担の縮減の見込額等についても公表することが適当。(プロセスガイドライン4-2-(4))

2 調査対象PFI事業におけるVFM(現在価値換算後)の公表状況

PFI事業選定時には全事業においてVFMに関する情報が公表されているのに対し、民間事業者選定時には、約3割の事業がVFMに関する情報を公表していない。

表 P F I 事業の V F M の公表状況

(単位：事業数、%)

事 項	P F I 事業 の選定時	民間事業者 の選定時
V F Mに関する情報を公表している 事業数	1 6 2 (100)	1 0 5 (70.9)
公的財政負担の見込額を公表	2 6 (16.0)	3 4 (23.0)
V F Mの見込額を公表	2 9 (17.9)	3 1 (20.9)
V F M率の見込みを公表	1 4 3 (88.3)	8 1 (54.7)
公的財政負担が生じないと公表 (独立採算型)	1 5 (9.3)	1 5 (10.1)
V F Mに関する情報を公表していな い事業数	0 (0)	4 3 (29.1)
調査対象事業数	1 6 2 (100)	1 4 8 (100)

- (注) 1 「P F I 事業の選定時」の欄は、当省の調査対象である 164 事業のうち、P F I 事業選定の手続が済んでいない 2 事業を除いた 162 事業を調査した結果による。
- 2 「民間事業者の選定時」の欄は、当省の調査対象である 164 事業のうち、民間事業者選定の手続が済んでいない 16 事業を除いた 148 事業を調査した結果による。
- 3 「V F Mに関する情報を公表しているもの」の事業数は、「V F Mに関する情報」の複数の事項について公表している事業があるため、その内訳件数の合計とは一致しない。
- 4 () 内は対象事業数に占める割合である。

1 - (3) 独立採算型のPFI事業の効率性等に関する評価の実施状況について

施設の設計・建設・維持管理・運営を利用者から徴収する料金ですべて賄い、公共部門の支出が生じない事業（いわゆる「独立採算型PFI事業」）については、PFI事業として実施することにより、効率的かつ効果的に実施できるかという評価を行うこととされている(ガイドライン)。

しかし、効率性等に関する評価は、ガイドラインの趣旨に鑑み、収益性の積算やその根拠を明らかにし定量的に実施すべきところ、調査した独立採算型PFI事業の中には、i) 定性的な評価にとどまり、かつ、収益性や借入金返済確実性が見込まれる根拠が不明確な事業やii) 定量的な評価は実施したものの、需要予測が過大に見積もられたため実績値が予測値を大きく下回っている事業がある。

1 仕組み

施設の設計・建設・維持管理・運営を利用者から徴収する料金ですべて賄い、公共部門の支出が生じない事業（いわゆる「独立採算型PFI事業」）については、PFI事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施できるかという評価を行う。(VFMガイドラインー2 (3))

2 PFIの事業類型別実施状況等

国、地方公共団体、公共法人別のPFI事業類型は下記のとおり。独立採算型で実施されているPFIは12事業。

(単位：件)

事業実施主体 \ 事業類型	サービス購入型	独立採算型	サービス購入・独立採算混合型	合計
国 (最高裁、衆議院、参議院含む)	21	3	5	29
地方公共団体	63	8	36	107
公共法人	23	1	4	28
合計	107	12	45	164

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「サービス購入型」とは、民間事業者が自ら資金調達し、施設の設計、建設、維持管理・運営等を行うことにより、住民に公共サービスを提供し、公共がその対価として民間事業者からサービス購入費を支払うことによって事業費を賄う類型

3 「独立採算型」とは民間事業者が自ら資金調達し、施設の設計、建設維持管理・運営等を行い、そのコストが利用料金収入等の受益者からの支払いにより回収される類型

4 「サービス購入・独立採算混合型」とは選定時業者のコストが、公共部門から支払われるサービス購入料と、利用料金代金収入等の受益者からの支払いの双方により回収される類型

3 事例

事例： 収益性や借入金返済確実性が見込まれる根拠が不明確な事業(例)

事例①

1 施設概要	コンテナターミナル
2 事業期間	31年（設計・建設期間1年、運営・維持管理30年）
3 施設の所有形態	BOT
4 事業類型	独立採算型
5 総事業費	157億円（建設費）
6 評価の実施状況	<p>PFI事業選定時に「PFI事業として実施する場合は、公共が直接事業を実施する場合に比べ、高い事業効果と経済効果を期待できる。」と評価している。</p> <p>しかし、財政負担の評価について、独立採算型であることから公共の負担が発生しないとしているのみであり、また、民間事業者のノウハウ及び投下資金回収努力による施設稼働率の向上や維持管理におけるコストダウン、サービス水準の向上や取扱貨物量の増大が「期待できる」と定性的な評価がなされているのみで、その収益性や効率的かつ効果的な運営が達成できるかの根拠が定かでない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

事例②

1 施設概要	旅客施設
2 事業期間	30年（設計・建設期間2年、運営・維持管理28年）
3 施設の所有形態	BOT
4 事業類型	独立採算型
5 総事業費	約800億円
6 評価の実施状況	<p>PFI事業選定時に「本事業をPFI事業として実施することにより、事業全体を通じて民間事業者の資金、創意工夫及びノウハウを一括して活用することが可能となり、この結果、独立採算事業として効率的かつ効果的に実施できるほか、定性的評価に提示した様々な効果が期待できる。」と評価している。</p> <p>しかし、独立採算事業として効率的かつ効果的に実施できる根拠とされた民間事業者の収支の検討では、算定対象とする収支の項目は公表されているもののその結果については「初期投資及び資本金に対する収益性並びに借入金に対する返済確実性が十分に見込まれる」とされているのみで具体的な根拠が明らかではない。</p> <p>また、定性的評価もモニタリングによる良質なサービスの提供や官民のリスク分担を図ることによる効率的な事業運営などが「期待できる」とされているのみで、効率的な事業が運営できるかどうかは定かではない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

事例 定量的な評価を実施しているが、評価の指標となった需要予測が過大に積算されている事例

1 施設概要	コンテナターミナル
2 事業期間	20年
3 施設の所有形態	BOT
4 事業類型	独立採算型
5 総事業費	約35億円(当初見込額、施設の増設費)
6 評価の実施状況	<p>施設等の管理者は、特定事業の選定時の評価(12年3月)において、他港等で行われている公社方式での取扱容量平均20万TEU/年を参考に、同港湾施設における供用開始時取扱貨物量の目標を3万TEU(1TEU=20フィートコンテナ1個分)とし、その後順次施設整備を進め、最終的な取り扱い貨物量の目標を25万TEUと設定し、この場合の公的財政負担の軽減額は80億円以上と推定されるとして、PFI事業として実施する効果が高いと判断している(定量的評価の実施)。</p> <p>その一方で、同施設が供用を開始した平成12年は2,980TEU(以下同じ)、13年は8,297、14年は13,749、15年は16,828、16年は14,094、17年は16,697と目標値の半分にも達しない状況が続いている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

2 官・民のリスク分担の状況

PFI事業の効果は、官・民が適切にリスクを分担・管理することにより、事業全体のリスク管理が効率的に行われることなどで発現するものであり、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方に基づいて取り決めることとされている（基本方針）。

しかし、

- ① 調査対象事業の中には、i) 不可抗力リスクを分担させられたことに民側が疑義を有しているものが4件ある、ii) 不可抗力リスク、物価変動リスクなどの項目の分担にバラツキがある、などの事例がみられる。また、iii) 調査対象とした地方公共団体や事業者から、リスク分担に関するガイドラインの充実を求める意見がみられる、
- ② アンケート調査の結果、リスク分担の設定について、官と民との間で意見の相違があったとするものが、官で33%、民で34%あり、意見相違の内容として、「リスク分担があいまいなものがある」（官38%、民50%）や「自らの管理に適さないリスクを負わされた」（官26%、民47%）を挙げるものが多くみられる。また、リスク分担に関するガイドラインの充実を求めるとするものが、官で65%、民で63%みられる、

など、PFI事業を行う上でリスクの分担に当たって、官民双方がリスクの設定に苦慮している状況がみられる。

(1) 仕組み

選定事業のリスク分担について、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方に基づいて取り決めること。

また、経済的に合理的な手段で軽減又は除去できるリスクについては、適切な措置を講ずるものとし、協定等において、その範囲及び内容を、できる限り具体的かつ明確に規定すること。

（基本方針三-2-(4)）

(2) 把握結果

① 実地調査結果

i 不可抗力リスクの分担について民側が疑義を有している事例（4件）

- (i) Ea 県で実施されている1事業では、不可抗力リスクについて、次のとおり、県と事業者が分担している。

- 1 設計及び改修期間中に不可抗力による損害が生じた場合、本件設備につき、追加費用額が同期間中の累計で、その設備整備費相当額の1000分の10に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については県が負担する。
- 2 本件設備の維持管理期間中に不可抗力による損害が生じた場合、本件設備につき、追加費用額が1事業年度につき累計で、年間の維持管理費相当額の1000分の10に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については県が負担する。

県では、本事業の契約の際、リスク分担については、実施方針の公表時に明示していたが、契約書の規定について、事業者の合意がなかなか得られなかったことから、リスク分担に対応した標準的な契約書（規定の表現）が示されることを要望している。

- (ii) Eb 県で実施されたBTO方式の事業について、維持管理中の不可抗力リスクとしての施設損傷の費用を事業者に負担させていることについて、事業者が疑義を有している。
- (iii) Ec 大学のPFI代表企業であるEd 事業者では、Ed 事業者が、不可抗力リスクの一定割合を分担させられていることについて、「運営方法に問題がある等、事業者側の瑕疵によるものであれば当方が負担すべきものであると理解できるが、不可抗力による場合は、BTO方式で所有権が大学側にあるうえに、公共施設である以上、公共施設の管理者であるEc 大学が当然負担すべきものであるとの見地から、Ec 大学に対し、事業者側の負担をなくすよう契約時に主張したものの、認められなかった経緯があり、これについては、今でも納得がいかない。」との疑義を有している。
- (iv) Ee 県で実施されている8事業における利用者の負傷等に関するリスク分担の状況をみると、基本的に官側がリスクを負うことになっているものの、いずれの事業にあってもその責任率が官側99%、事業者側1%となっている。この点について、事業者側は、公共工事の場合と同様の慣習と理解し、当該分担率を認めているものの、i) 民間の標準的な事業契約では、不可抗力リスクは発注者側が100%負うこととなっており、実際に、民側が1%の責任を負うべきような事態の想定もしにくい(Ef 事業者)、ii) 根拠が不明であり撤廃してほしい(Ed 事業者)としている。

ii リスク項目の分担にバラツキがある事例

【事例1】

Eg 県で実施されている6事業の金利リスク等5項目について分担状況を見ると、次表のとおり、6事業とも同じ分担者を設定している項目はなく、特に、「金利リスク」、「物価変動リスク」の2項目（網掛けした項目）でバラツキが大きい。

表 Eg 県で実施されている6事業におけるリスク分担の状況

区分	Eg 県			Eh 市		Ei 市
	E1事業	E2事業	E3事業	E4事業	E5事業	E6事業
金利リスク	民	官・民	官・民	設定なし	設定なし	民
契約リスク	設定なし	設定なし	官・民	設定なし	設定なし	設定なし
不可抗力リスク	官・民	官・民	官・民	官・民	官・民	官
税制リスク	官・民	官・民	官・民	官・民	官・民	官
物価変動リスク	官・民	官・民	官・民	官	官	官

(注) 1 当省の調査結果による。

2 凡例は、次のとおり。

- ・ 「設定なし」は、契約書等において、当該項目がリスク分担項目として設定されていないことを示す。
- ・ 「官・民」は、官民双方がリスクを負担することを示す。
- ・ 「官」は、官のみがリスクを負担することを示す。
- ・ 「民」は、民のみがリスクを負担することを示す。

【事例2】

Ej 県で実施されている4事業（いずれもBTO方式）の契約締結リスク等7項目について分担状況をみると、次表のとおり、「開業前の物価変動リスク」、「開業後の物価変動リスク」、「市の責以外の要因による維持管理費の増大」の3項目（網掛けした項目）にバラツキがみられる。

表 E j 県で実施されている4事業におけるリスク分担の状況

事業名 リスク項目	E 7 事業	E 8 事業	E 9 事業	E 10 事業
契約締結	官・民	官・民	官・民	官・民
不可抗力	官・民	官・民	官・民	官・民
業務内容変更	官・民	官・民	官・民	官・民
開業前の物価変動	官・民	民	設定なし	民
開業後の物価変動	官	官	官・民	官・民
金利変動	官・民	官・民	官・民	官・民
市の責以外の要因による維持管理費の増大	民	民	民	官・民

(注) 1 当省の調査結果による。

2 凡例は、前ページ【事例1】の表と同じ。

【事例3】

Eb 県で実施されているBTO方式の5事業における不可抗力リスクの分担状況をみると、3事業は、事業者には維持管理中の不可抗力リスクとして施設損傷の費用を負担させるとしているのに対し、2事業は、維持管理中における不可抗力リスクとして施設損傷の費用負担に係る項目を設定していない。

【事例4】

Ek 県で実施されている3事業における不可抗力リスクの分担状況をみると、Ec 大学（BTO）及びE1 市（BTO）では、公共施設であるため、行政において責任を負うことを原則としているが、民間事業者においても当該事業に参画しているという観点から、事業契約書において、一定の割合について民間事業者にも負担を求めている（設計・建設期間中は、損害等の額が、施設整備相当額の1%に至るまで、維持管理・運営期間中は、1事業年度につき累計で、年間の維持管理相当額の1%に至るまで、それぞれ民間事業者が負担する）。

これに対し、Em 市（BOT）では、公共施設である以上、公共施設の管理者側が負担すべきとの観点から、すべて市が負担することとしており、不可抗力の取り扱いについて、公共施設等の管理者間で相違がみられる。

なお、Ec 大学のPFI代表企業であるEd 事業者では、不可抗力リスクを分担させられていることについて、疑義を有している（16 ページ i - (iii) 参照）。

iii 「リスク分担に関するガイドライン」に関する意見・要望

【公共施設等の管理者（官側）】

- ・ 現在のガイドラインでは、抽象的な記述が多いので、具体的な例示など加えてほしい。
(En 市教育委員会)
- ・ PFI事業類型別のマニュアルがあれば、役立つのではないかと。
(Ej 県、Eo 市教育委員会)
- ・ ガイドラインの内容はあまり細かすぎても、その内容に縛られてしまって、事業ごとに検討すべきものがあいまいになることもあるので、原則論を中心に分かりやすく書いていただくことが重要である。
(Ec 大学、El 市、Em 市)
- ・ ガイドラインをもう少し全般的に具体化・明確化してほしい。
(Ep 市教育委員会)
- ・ 事業ごとに想定されるリスクを整理した事例集のようなガイドラインがあればよい。
(Eg 県、Eh 市、Ei 市)

【民間事業者】

- ・ 現在のガイドラインは、すべての事業をまとめて1つのガイドラインにしているが、様々な種類の事業があってリスクの態様も様々であるため、個別具体的に示してほしい。例えば、複合施設に係るPFI事業の場合に、行政サイドの機関が入居して使用する「水道・光熱費」は、当然行政サイドがそのリスク（費用）を負担することが合理的であるにもかかわらず、それを民間事業者負担させようとするところもある。
これは、行政サイドにPFI事業を進めるに当たっての時間的余裕がなく、分析・研究が十分でないことに起因しているためと思われるが、国も、ガイドライン等で一般的に合理的と考えるリスクの所在を列挙する等、モデルケースを示して官民のリスク分担を具体的に提示する等の支援をお願いしたい。
(Eq 事業者)
- ・ 個別のPFI事業に関係の深い「法令変更」及び「不可抗力」リスクについては、行政サイドがリスクを負担することが合理的であると考えているが、これをガイドラインに指針として明記してほしい。
(Er 事業者)

② アンケート調査結果

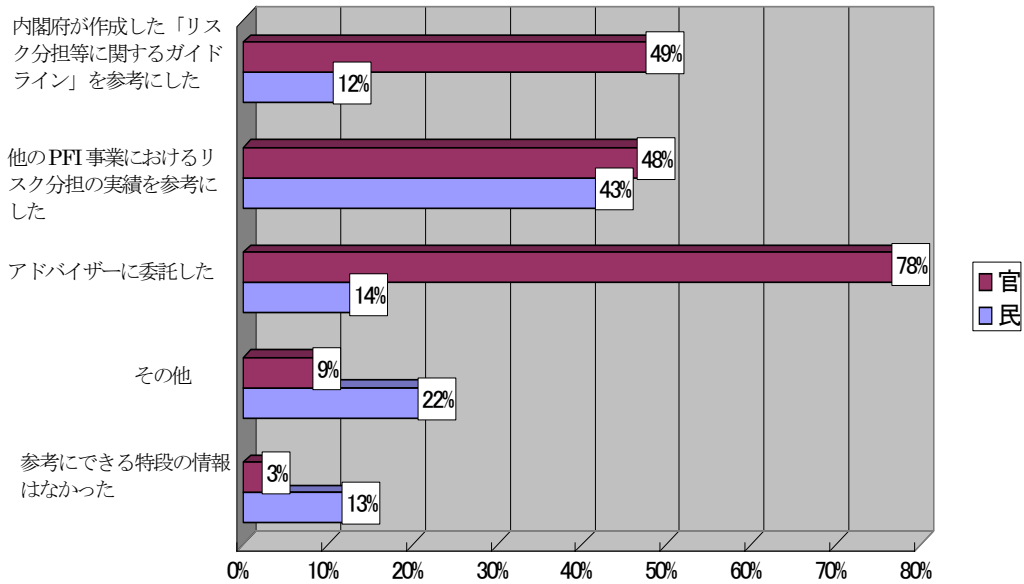
- i リスク分担の設定に当たって、民側（又は官側）と意見の相違があったとしているものが、官で33%（107機関のうち、35機関）、民で34%（191事業者のうち、65事業者）みられる。これらのものについて、意見の相違の内容をみると、「リスク分担があいまいなものがある」としているものが、官で38%（35機関のうち、13機関）、民で50%（62事業者（3事業者は回答なし）のうち、31事業者）、また、「自らの管理に適さないリスクを負わされた」としているものが、官で26%（35機関のうち、9機関）、民で47%（62事業者のうち、29事業者）に上っている。

意見相違があった具体的な項目について、「リスク分担があいまいなものがある」では、官・民とも、不可抗力、住民対策など、また、「自らの管理に適さないリスクを負わされた」では、官・民とも、不可抗力、法令変更などがあり、民だけが挙げたものとして、税制の変更、議会不承認、国庫補助金の取得などがある。

- ii リスク分担に当たって用いた情報について、官では、「アドバイザーに委託した」が78%で最も多く、次いで、「内閣府が作成したリスク分担等に関するガイドラインを参考にした」49%、「他のPFI事業におけるリスク分担の実績を参考にした」48%、などとなっている。

一方、民では、「他のPFI事業におけるリスク分担の実績を参考にした」が43%で最も多く、次いで、「その他」、「アドバイザーに委託した」となっており、官で49%を占めた「内閣府が作成したリスク分担等に関するガイドラインを参考にした」は12%にすぎない。

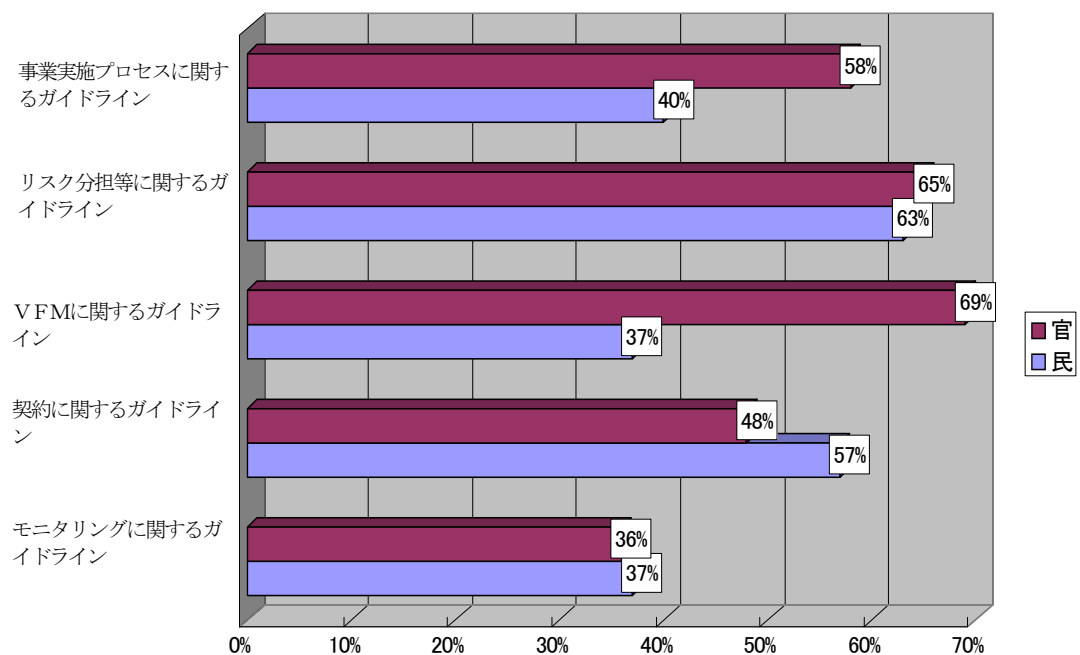
図 リスク分担の設定において用いた情報



- iii 充実を求めるガイドラインについて、官では、「VFM」が69%で最も多く、次いで、「リスク分担等」が65%、「事業実施プロセス」が58%、などとなっている。

一方、民では、「リスク分担等」が63%で最も多く、次いで、「契約」が57%、「事業実施プロセス」が40%、などとなっている。

図 充実を求めるガイドライン



3 モニタリングの実施状況

モニタリングは、公共サービスが適切かつ確実に行われていること等を官が確認する重要な手段であり、その方法として、官による立入検査等の事実確認や選定事業者に対する財務状況の確認が必要であるとされている（ガイドライン）。

しかし、①特殊な建築物であるにもかかわらず、官による検査等の事実確認が十分でなかったため、民間事業者が契約どおりに施工しなかったことなどに起因して施設が損壊し、負傷者が発生した事例、②民間事業者の過大な需要予測や経営悪化に適切に対応しなかったことなどに起因して、事業の中断を招いた事例があるほか、③民間事業者によって提供されているサービス内容が契約書に規定された要求水準を満たしているかを官が実地で確認せずに、サービス対価を民間事業者に支払っているものが13事業（調査対象94事業の13.8%）あり、モニタリングが十分行われていない状況がみられる。

(1) 仕組み

- ・ モニタリングとは、選定事業者による公共サービスの履行に関し、約定に従い適切かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを確認する重要な手段
- ・ 公共施設等の管理者等が選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視することができること。（基本方針三ー二ー（3））
- ・ モニタリングの内容としては、i）報告書等による履行内容の確認、ii）事実の確認（測定機器による計測、サンプルの抽出による検査、現場での抜き打ち検査、サービスの受益者等からの苦情等の連絡）、などがある。（「モニタリングに関するガイドライン」二ー2）

また、管理者等は、公共サービスの要求水準の確保や事業継続性を担保するため、選定事業者が安定的及び継続的に公共サービスの提供が可能な財務状況にあることを確認する必要があるなどとされている。（「モニタリングに関するガイドライン」五）

(2) 把握結果

- ① 特殊な建築物であるにもかかわらず、官による検査等の事実確認が十分でなかったため、民間事業者が契約どおりに施工しなかったことなどに起因して施設が損壊し、負傷者が発生した事例

1 施設概要	余熱利用施設
2 事業期間	16年（設計・建設1年、維持管理・運営15年）
3 施設の所有形態	BOT
4 事業類型	サービス購入型
5 総事業費	28億6,881万円
6 民間事業者の選定	平成15年12月
7 開業	平成17年7月
6 事例の概要	① 平成17年8月、地震により屋内温水プールの天井が落下し、プール室内にいた利用者が負傷した。 ② ①の原因として、i）事業者の契約不履行（天井の変位を抑える斜め振れ止めの設置に係る要求水準を満たした工事が行われていなかった）、ii）官においても、事業者の施工に対する確認が不十分であったこと、などがあげられる。

（注）当省の調査結果による。

② 民間事業者の過大な需要予測や経営悪化に適切に対応しなかったことなどに起因して、事業の中断を招いた事例

1 施設概要	余熱利用施設
2 事業期間	16年（設計・建設1年、維持管理・運営15年）
3 施設の所有形態	BOT
4 事業類型	混合型
5 総事業費	7億5,719万円
6 PFI事業の選定	平成12年5月
7 民間事業者の選定	平成12年11月
8 開業	平成14年4月
9 事例の概要	<p>① 民間事業者は、事業提案において施設利用者を年間24.7万人と見込んだが、その実績は平成14年度10.8万人（43.7%）、15年度13.3万人（53.8%）であり、需要予測を大幅に下回っている。</p> <p>この結果、SPC（特別目的会社。以下同じ）は、平成15年度決算において債務超過に陥った。</p> <p>さらに、16年3月、SPCの出資者が民事再生手続の適用を申請し経営支援の継続が困難となった。</p> <p>このような経緯を経て、余熱利用施設は平成16年11月に閉鎖され、平成17年4月、新しいSPCが営業を再開するまでの4か月間、事業（公共サービスの提供）が中断した。</p> <p>② ①の原因として、次のとおり、官のモニタリングが不十分であったことが挙げられている。</p> <p>i) 事業者の過大な需要予測に対し、その実現見通しを客観的に審査しなかったこと。</p> <p>ii) 財務状況をモニタリングする意識が乏しく、事業者に財務状況に関する書類の提出を求めていなかった上、事業者の経営悪化の報告を受けた後も、融資者が事業に介入するであろうという期待を持ち、事業者の経営悪化に迅速に対応しなかったこと。</p>

（注）当省の調査結果による。

③ 官における事実確認の実施状況

調査対象164PFI事業のうち、平成18年8月末現在、公共サービスの提供を行っている94事業について、モニタリングの実施状況を調査した結果、事実確認（計測、立入検査、満足度調査等）が未実施のものが13事業（13.8%）みられた。

表 調査対象PFI事業におけるモニタリングの実施状況

(単位：件、%)

区 分	事業数
S P Cから提出された報告書等による履行内容の確認及び事実確認（立入検査、アンケート等）を実施しているもの	81(86.2)
S P Cから報告された報告書等による履行内容の確認を実施しているが、事実確認（計測、立入検査、満足度調査等）は実施していないもの	13(13.8)
合 計	94(100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は合計に占める割合である。

○ 立入検査等による事実確認を行っていない事例

【事例1】

1 施設概要	プール
2 事業期間	10年
3 施設の所有形態	BOT
4 事業類型	サービス購入型
5 総事業費	約7億円
6 モニタリングの実施状況	<p>当該施設の管理者は、事業契約・約款に基づき、年1回、S P Cから提出される維持管理・運営業務計画書の確認、月1回S P Cから提出される業務報告書に基づく立入検査、随時の立入検査、利用者へのヒアリング等を実施することとしている。</p> <p>しかし、当該施設の管理者は、毎月1回S P Cから業務報告書の内容の説明を受けているとして、維持・管理運営業務計画書については内容確認を行っておらず、また、随時の立入検査、利用者へのヒアリング等は、供用開始以来5年間全く実施していない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

【事例2】

1 施設概要	駅前駐車場
2 事業期間	7年
3 施設の所有形態	BOT
4 事業類型	独立採算型
5 総事業費	約6,500万円
6 モニタリングの実施状況	<p>駐車場の整備・維持管理事業者は、協定書に基づき、施設等の管理者に対し、月次事業報告書及び年次事業報告書を提出することとされている。</p> <p>しかし、施設等の管理者は、当該事業は独立採算事業であるとして、月次事業報告書及び年次事業報告書を受領するのみで、施設の供用開始以来2年間、立入検査等による月次事業報告書及び年次事業報告書の確認を実施していない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

4 民間事業者の創意工夫の発揮

PFI事業では、民間のノウハウを幅広く活用ことにより、低廉かつ良質な公共サービスの提供を実現させるものであり、仕様の特定を必要最小限にとどめる「性能発注」の考え方を採ることが必要とされている（基本方針等）。また、民間事業者には質問の選定に当たっては、民間事業者には質問の機会を与えることとされている（基本方針等）。

しかし、①民間事業者の創意工夫を発揮させるための性能発注方式は浸透しているが、発注側は性能発注のつもりでも、事業者側からは仕様発注ととらえられ、その創意工夫の発揮を妨げている発注方式のものが17事業（調査対象146事業の11.6%）みられる、また、②入札公告から入札までの間、事業者から発注側への質問の機会が複数回設定されているが、「入札説明書等の公表から質問までの期間が短いのでもうすこし時間がほしい。」とする意見が19事業者（調査対象94事業者の20.3%）で見られるなど、民間事業者の創意工夫を発揮させる環境が整備されているとは認め難い状況があることがうかがわれる。

(1) 仕組み

- 募集に当たっては、民間事業者の創意工夫が極力発揮されるように、会計法令に定めるところの範囲内において、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すことを基本とし、構造物、建築物等の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめること。
(基本方針二一1—(5))
- 民間事業者の創意工夫の発揮のためには、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すことを基本とし、構造物、建築物の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめるといふ、いわゆる性能発注の考え方を採ることが必要（プロセスガイドライン4—1—(2)）
- PFI事業を実施する民間事業者の選定に当たっては、民間事業者には質問の機会を与えること。
(基本方針二一1—(6))
- 公共施設等の管理者等と応募者等の間で考え方の齟齬を来たさないように可能な限り、複数回質問・回答の機会を設けることが望ましい。
(プロセスガイドライン4—1—(7))

(2) 把握結果

① 調査対象PFI事業における仕様発注と性能発注の状況

調査対象164PFI事業のうち、事業者選定に至っている146事業について、落札した民間事業者から募集の状況を聴取した結果、次表のとおり、17事業(11.6%)が仕様発注と認識されている。

表 調査対象PFI事業における仕様発注と性能発注の状況

(単位：件、%)

区 分		事業数
仕様発注とするもの		17 (11.6)
理 由	細部にわたり仕様が指定されていたため	7 (4.8)
	参考として示されている基準や仕様を満たそうとしたため	3 (2.1)
	特定メーカーの製品仕様にしかない機能を要求水準書において指定しており、実質的に仕様が指定されていたため	2 (1.4)
	運営事業のみのPFI事業において、PFIの手法に拠らずに設計・建築された施設に運営をあわせなくてはならないとする条件があり、創意工夫の余地がすくなかったため	1 (0.7)
	理由が不明なもの	4 (2.7)
性能発注とするもの		129 (88.4)
合 計		146 (100.0)

(注) 当省の調査結果による。

また、民間事業者に対するアンケート結果では、性能発注だとは思わないと回答した事業者が約2割みられる。

○ 民間事業者の創意工夫の発揮が妨げられた主な事例

【事例1】

1 施設概要	公営住宅
2 事業期間	23年
3 施設の所有形態	BTO
4 事業類型	サービス購入型
5 総事業費	約15億円
6 創意工夫の発揮が妨げられた例	<p>当該事業の選定事業者グループの代表企業は、当該PFI事業が、従来の公共事業で整備された既設の公営住宅に隣接して公営住宅を整備する事業内容であったため、要求水準書に記載された内容は隣接した既設の公営住宅の仕様が記載されており、施設の整備に当たってはこれに合わせざるをえず、内装や外装等に使用する素材、部屋のレイアウト等に創意工夫の余地はほとんどなかったとしている。</p> <p>特に、要求水準書に記載された巾木（木製SOP塗）、天井（長尺化粧石膏ボード）の材質については、事業者は巾木（ソフト巾木）、天井（ビニールクロス）を使用したいと考えたが、コストが同等以上なのか、使い勝手が同等以上なのか不明確であったため、結果として仕様どおりの設計にしたとしており、「交換しやすいもの」、「補修しやすいもの」というような内容となっておれば創意工夫の余地があったとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

【事例2】

1 施設概要	斎場
2 事業期間	22年
3 施設の所有形態	BOT
4 事業類型	サービス購入型
5 総事業費	185億円
6 創意工夫の発揮が妨げられた例	<p>発注者は、要求水準書において、施設の設計及び建設・維持管理等について、「①市民福祉の向上、②環境保全対策の充実、③周辺環境との調和、④火葬行政推進への協力、⑤ライフサイクルコスト削減の5つの視点に立って、PFI導入により事業者へ期待したい最低限の水準を示したものであり、当該水準を上回る水準が確保できる場合等には、そのような提案を制限するものではない。」との基本的な考え方の基に作成し、性能発注であるとしている。</p> <p>しかし、要求水準書の記載内容をみると、「施設概要・仕様等」の項目を置き、当該項目には、施設の各室等单位で、詳細な仕様条件が付与されており、この仕様の中には、一定の要求水準の確保を超えて、各室等の配置や附帯設備の個数等を具体的に拘束し、実質的に民間事業者の自由な設計・施行の余地を減少させるような条件もみられる。</p> <p>このことについて、落札事業者は、当該事業における発注については、諸室の構成（レイアウト及び施設設備の仕様・個数の具体の指示）、火葬炉設備（炉のメーカーの特定）などについて仕様が詳細に規定されているため仕様発注であるとし、特に火葬炉については、要求水準書においてメーカーが特定されていたため、要求水準書公表後に他のメーカーからの指摘があってメーカーの特定が削除されたとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

② 調査対象PFI事業における質問の機会の設定状況

調査対象164PFI事業について、質問の機会の設定回数をみると、次表のとおり、全ての事業において複数質問の機会が設けられている。

表 質問の機会の設定状況

(単位：件、%)

区分	1回	2回	3回	4回	合計
国	0	17	11	1	29
都道府県	0	13	21	7	41
市町村	0	45	19	2	66
公共法人	0	8	20	0	28
合計	0	83 (50.6)	71 (43.3)	10 (6.1)	164 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、合計に占める割合である。

しかし、調査対象とした民間事業者（代表企業94事業者）から、質問の機会の設定について、次表のとおり、「再質問の機会を設ける等質問ができる機会をもっと増やしてほしい。」(19事業者。調査対象事業者の20.2%)、「入札説明書等の公表から質問までの期間が短いのもうすこし時間がほしい。」(19事業者。同20.2%)、などの意見・要望が多く出された。

表 質問の機会に関する民間事業者の意見・要望（複数意見有り）

(単位：事業者、%)

意見・要望の要旨	左の意見・要望を有する事業者数
入札説明書等の公表から質問までの期間が短いのもう少し時間がほしい。	19 (20.2)
再質問の機会を設ける等質問ができる機会をもっと増やしてほしい。	19 (20.2)
質問に対する回答があいまい（特に事業実施やリスクの考え方）。	10 (10.6)
質問・回答が公開されると手の内情報を公開してしまうことになる等の理由により非公開質問ができる機会がほしい。	10 (10.6)
提案書に反映させるため、質問への回答は提案書提出までの期間に余裕を持ってしてほしい。	8 (8.5)
「募集要項のとおり」とする回答など、質問に対する回答になっていないものがある。	6 (6.4)
メール等による質問のやりとりだけでは納得のいく回答が得られない場合がある。	4 (4.3)
公平性の観点から回答は公表すべき	4 (4.3)
直接対話の機会を設定してほしい。	2 (2.1)
実施方針書に対する主要な質問への回答の殆どが「入札公告にて回答する」となっていたため、その時点において発注者の意図が読み取りにくかった。	1 (1.1)
回答の際、質問会社名の公表はやめてほしい。	1 (1.1)
同様の質問についてはまとめて回答すべき	1 (1.1)
質問等が多いものについては、それを踏まえて、募集要項や契約書の内容を再検討して、可能であれば内容を変更する柔軟性があってもよいのではないか。	1 (1.1)
実施方針や業務要求水準書の修正内容を公表する場合は、なぜ修正する必要があったのか、どこが修正されたのか等、その修正内容、修正理由が分かるようにしてほしい。	1 (1.1)
調査対象事業者数	94 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、調査対象事業者数に占める当該意見・要望を有する事業者数の割合。

5 PFI事業の独立性の確保

PFI事業の実施に当たっては、民間事業者の経営状況に悪影響を受け、事業が停止・中止されることがあってはならないため、事業を担う企業体の法人格上の独立性を確保するための特別目的会社の設立又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されなければならないとされている（基本方針）。

しかし、特別目的会社が設立されていない16事業の中には、PFI事業部門の区分経理がなされておらず、公共サービスを安定的かつ継続的に提供するために必要とされる民間事業者の独立性の確保が十分でないものが3事業みられる。

(1) 仕組み等

- ・ PFI事業の実施に当たっては、「事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されなければならない（独立主義）」とされている。
(基本方針)

- ・ PFI事業は、公共事業であり、サービスの安定的かつ継続的な提供が求められていることは言うまでもなく、PFI事業を受注した民側の経営状況に悪影響を受け、事業が停止・中止されることがあってはならない。このため、事業を担う企業が、「特別目的会社」（SPC：Special Purpose Company）を設立し、当該親会社から独立したSPCが、PFI事業を実施することが一般的である。また、SPCが設立されていない場合でも、区分経理を行い、PFI事業以外の事業の財務状況に悪影響を受けない体制を整備しておくことが必要である。

(2) 把握結果

ア 調査対象PFI事業におけるSPCの設立状況

調査対象164PFI事業におけるSPCの設立状況をみると、次表のとおり、事業数全体の約1割に当たる16事業でSPCが設立されていない。

表 SPCの設立状況

(単位：事業、%)

事項	SPCが設立されているもの	SPCが設立されていないもの	合計
事業数	148 (90.2)	16(9.8)	164 (100.0)

(注) 当省の調査結果による。

イ 民間事業者の独立性の確保が十分でない事例

SPCが設立されていない16事業について、PFI事業部門の経理の区分状況を調査した結果、以下のとおり、区分経理がなされておらず、独立性が確保されていないものが3事例みられる。

【事例1】

1 施設概要	省エネルギー施設
2 事業期間	13年
3 所有形態	BOT方式
4 事業類型	サービス購入型
5 総事業費	約2億5,000万円
6 事例概要	<p>当該事業は、エネルギー設備の一部分の改修等を行うものであり、事業規模が小さいこと等から、SPCは設立されていない。</p> <p>公共施設の管理者は、構成企業4社と直接事業契約を締結し、4社間では、「コンソーシアム実施覚書」において、事務分担の合意がなされている。</p> <p>しかし、PFI事業は、代表企業の自己資金で運営しており、PFI事業部門の経理区分は行われていない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

【事例2】

1 施設概要	自転車駐車場
2 事業期間	11年
3 所有形態	BOT方式
4 事業類型	独立採算型
5 総事業費	約9,440万円
6 事例概要	<p>当該事業は事業規模が小さいことを理由として、SPCを設立されておらず、代表企業の代表取締役1人が兼務により対応しているが、事業部門の経理区分は行われていない。</p> <p>なお、PFI事業者はコーポレートファイナンスにより、金融機関から資金調達を行っており、代表企業が支出している事業費約4,000万円のうち、2,500万円を金融機関（2機関）から融資されている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

【事例3】

1 施設概要	マリーナ
2 事業期間	20年
3 所有形態	BOT方式
4 事業類型	独立採算型
5 総事業費	約1億円（建設費のみ）
6 事例概要	<p>SPCは設立されておらず、代表企業がPFI事業者となっている。</p> <p>市は、平成17年度以降年1回、事業者から同社の決算報告書を手入しているが、当該報告書は本事業に限定した財務諸表にはなっていない。</p>

(注) 当省の調査結果による。